第四条第一項中「第二十八条ノ三第一項第三号」を「第五十五条第一項第三号」に改め、同条第二項第二号中「第一条第三項ただし書」を「第二条第九項ただし書」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出し中「第二十九条ノ五第一項」を「第六十六条」に改め、同条中「第二十九条ノ五第一項」を「第六十六条」に、「第三十一条ノ六第一項」を「第八十三条第一項」に、「第三十一条ノ七第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条第一号中「第三十一条第一項」を「第六十七条第一項」に、「第九条」を「第八条」に、「第十一条の二」を「第十一条」に改め、同条第二号中「当該船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条に規定する療養補償」を「法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償」に、「第九条」を「第八条」に、「第十一条の二」を「第十一条」に改め、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条中「第三十条ノ二第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第一号中「国民年金法による老齢基礎年金」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金」に改め、同条第二号中「厚生年金保険法による老齢厚生年金」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金」に改め、同条を第五条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

（葬祭料の金額）

第六条　法第七十二条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

（出産育児一時金の金額）

第七条　法第七十三条第一項の政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で協会が定める金額を加算した金額とする。

一　当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二　出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

第八条を削る。

第九条第一項第一号中「第三十一条第一項」を「第六十七条第一項」に、「第十一条まで及び附則第三条」を「第十条まで」に、「第三十一条ノ五」を「第八十二条」に、「第二十八条第二項第一号」を「第五十三条第二項第一号」に改め、「、法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷に関する療養」を削り、「第十一条の二並びに附則第三条」を「第十一条」に改め、同号ロ中「第二十八条第二項第三号」を「第五十三条第二項第三号」に、「第二十九条第二項第一号」を「第六十三条第二項第一号」に改め、同号ニ中「第二十九条ノ四第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同号ホ中「第三十一条ノ二第六項」を「第七十六条第六項」に、「第二十九条ノ二」を「第六十四条第一項」に改め、同号ヘ中「第三十一条ノ三第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同項第二号中「第十一条第四項」を「第十条第四項」に、「社会保険庁長官」を「協会」に改め、同条第三項中「及び附則第三条第二項第一号」を削り、同条第五項中「第二十八条第一項第一号」を「第五十三条第一項第一号」に改め、同条第六項及び第七項中「社会保険庁長官」を「協会」に改め、同条第八項中「、法第二十八条ノ三第二項に規定する疾病又は負傷に関する療養」を削り、同条第九項中「社会保険庁長官」を「協会」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項第三号中「第十一条の三第一項第三号」を「第十二条第一項第三号」に改め、同条第三項第二号中「第二十八条ノ三第一項第三号又は第三十一条ノ二第二項第一号ニ」を「第五十五条第一項第三号又は第七十六条第二項第一号ニ」に改め、同項第四号中「第十一条の三第二項第四号」を「第十二条第二項第四号」に改め、「（地方税法）の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を、「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、「附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第五項中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第六項第二号中「第二十八条第一項第五号」を「第五十三条第一項第五号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「第二十八条第五項第二号」を「第五十三条第六項第二号」に、「第九条第八項」を「第八条第八項」に、「社会保険庁長官」を「協会」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「第三十一条ノ二第四項」を「第七十六条第四項」に、「第九条第八項」を「第八条第八項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第二十九条第四項」を「第六十三条第四項」に、「第二十八条ノ七第四項」を「第六十一条第四項」に改め、同条第四項中「第二十八条第五項第二号」を「第五十三条第六項第二号」に、「第九条第八項」を「第八条第八項」に、「社会保険庁長官」を「協会」に改め、同条第五項中「第九条第六項」を「第八条第六項」に改め、同条第六項中「第三十一条ノ二第四項」を「第七十六条第四項」に、「第九条第六項」を「第八条第六項」に、「其ノ療養ヲ」を「その療養を」に、「ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ療養ヲ」と、「療養ニ」を「による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」に、「其ノ療養ニ」を「その療養に」に改め、同条第七項中「第二十九条ノ四第六項」を「第六十五条第六項」に、「第九条第六項」を「第八条第六項」に、「其ノ指定訪問看護ヲ」を「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者」と、「指定訪問看護を」に、「ニ依ル一般疾病医療費ノ支給其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル医療ニ関スル給付ガ行ハルベキ指定訪問看護ヲ」を「による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」に改め、同条第八項中「第九条」を「第八条」に改め、同条第九項中「第二十八条第一項第五号」を「第五十三条第一項第五号」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十条とする。